

指定介護予防訪問リハビリテーション運営規定

《事業の目的》

第一条 八千代リハビリテーション病院が開設する 訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、居宅要支援者（主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的とする。

《運営の方針》

第二条 1 事業所の訪問理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称：一般社団法人 巨樹の会 八千代リハビリテーション病院
② 所在地：千葉県八千代市米本 1808 番地

《従業員の種類、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（院長）：1名（常勤職員）
事業所の理学療法士等の管理及び業務の管理を一元的に行う

- | | | |
|----------|-------|----|
| ② 理学療法士等 | 理学療法士 | 9名 |
| | 作業療法士 | 3名 |
| | 言語聴覚士 | 1名 |

主治医との密接な連携と訪問リハビリテーション計画にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

《營業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日： 月曜日から金曜日までとする。
但し、土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）については休業とする。
- ② 営業時間：8時30分から17時までとする。

《指定訪問リハビリテーション事業の内容》

第六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定介護予防訪問リハビリテーション事業の利用料等》

第七条 介護保険における指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その一割の額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

老人保健法・医療保険各法における指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（訪問リハビリテーション費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

1) 基本利用料

- ・要介護被保険者
訪問リハビリテーション費 及び 加算分 1割から3割
- ・上記以外
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 3割

《通常の事業の実施地域》

第八条 通常の事業の実施地域は、八千代市・印西市の一部・佐倉市の一部・白井市の一部・千葉市の一部・習志野市の一部・船橋市の一部・四街道市の一部・鎌ヶ谷市の一部の区域とする。
(一部の地域は八千代リハビリテーション病院から直線距離で10km圏内)

《緊急時における対応方法》

第九条 1、理学療法士等は、訪問リハビリを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。
2、理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員に報告しなければならない。

《その他運営についての重要事項》

第十条 1、事業所は、訪問理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
① 採用時研修
採用後1ヶ月以内
② 継続研修年2回
2、理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
3、理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
4、いかなる状況においても、要介護者等の自由を制限するような身体拘束は行わない。
5、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は八千代リハビリテーション病院内での協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成27年 6月 1日 から施行する
平成27年 8月 1日 一部改正
平成28年 6月 1日 一部改正
平成30年 8月 1日 一部改正
令和6年 5月 1日 一部改正
令和6年 12月 1日 一部改正
令和7年 5月 1日 一部改正